

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣
公正取引委員会委員長

下請取引の適正化について（概要）

我が国の景気は緩やかに回復しつつあるものの、海外景気の下振れ等が、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、下請事業者をはじめとした中小企業・小規模事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られています。

このため、下請取引を行う際には、特に、以下の記載事項について、団体所属の事業者に対し周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 下請代金支払遅延等防止法の遵守

- 下請代金支払遅延等防止法において、「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買いたたき」等の行為は禁止されており、違反した親事業者に対しては、代金支払いに係る勧告等が行われます。

2 金融繁忙期の資金繰りへの配慮

- これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来たさないよう配慮することが期待されます。

3 下請事業者の利益の確保

- 適切な対価の決定など、親事業者が下請取引の適正化に取り組むことは、下請事業者の利益の確保につながり、下請事業者の従業員の賃金上昇、雇用の増大等を通じて、経済の好循環の実現につながることが期待されます。

4 原材料価格等の上昇への配慮

- 原材料価格等の上昇による影響が立場の弱い下請事業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮することが必要です。

5 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

- 今次の消費税率の引上げに際して、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為を行わないよう強く要請します。

